

官報

号外
国会会議録

令和八年七月十五日

○第二百二十一回 衆議院会議録 第三十二号

令和八年七月十五日(水曜日)

令和八年七月十五日

午後一時 本会議

○今日の会議に付した案件

大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律案(西岡義高君外一名提出)

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案(築和生君外七名提出)

午後六時十二分開議

○議長(森英介君) これより会議を開きます。

○小寺裕雄君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

西岡義高君外一名提出、大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律案、築和生君外七名提出、国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(森英介君) 小寺裕雄君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(森英介君) 御異議なしと認めます。

大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律案(西岡義高君外一名提出)

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案(築和生君外七名提出)

○議長(森英介君) 西岡義高君外一名提出、大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律案、築和生君外七名提出、国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案及び同報告書

会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長丹羽秀樹君。

大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔丹羽秀樹君登壇〕

○丹羽秀樹君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、築和生君外七名提出の国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案は、大規模災害に備えて、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策に関し、基本理念、基本方針の策定その他基本となる事項を定め、及び副首都の指定等について定めること等により、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策を総合的かつ計画的に推進するものであります。

次に、西岡義高君外一名提出の大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律案は、特別区の設置についての住民投票の重要性に鑑み、当該住民投票に係る住民投票期間と関係市町村及び関係道府県の議会の議員の一般選挙及び長の選挙に係る選挙期間とが重複しないよう

うにするための措置等を講ずるものであります。

築和生君外七名提出の法律案は、去る六月二十六日本委員会に付託され、三十日、提出者築和生君から趣旨の説明を聴取した後、質疑に入りました。七月九日西岡義高君外一名提出の法律案が本委員会に付託され、翌十日提出者西岡義高君から趣旨の説明を聴取いたしました。十三日からは両法律案について質疑を行い、本日質疑を終局いたしました。

質疑終局後、築和生君外七名提出の法律案に対して、自由民主党・無所属の会、日本維新の会及びチームみらいの共同提案により、基本理念及び基本的施策の例示に情報通信技術の活用等を追加すること、国会に対する報告に関する規定を追加することと内容とする修正案が提出され、提出者から趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、両法律案及び修正案を一括して討論を行い、順次採決いたしましたところ、西岡義高君外一名提出の法律案については賛成少数をもって否決すべきものと決しました。次に、築和生君外七名提出の法律案については、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(森英介君) 討論の通告があります。順次これを許します。伊佐進一君。

〔伊佐進一君登壇〕

○伊佐進一君 中道改革連合の伊佐進一です。

中道改革連合を代表し、副首都法案とその修正案に反対、同日選を禁止する大都市法改正法案に賛成の立場から討論いたします。(拍手)

私たちは、一極集中の打破や首都機能のバックアップ、副首都の議論については、全く反対する

ものではありません。災害が激甚化する中、むしろ重要な課題だと認識をしております。

しかし、だからこそ、今回の法案の進め方は余りに拙速と言わざるを得ません。副首都をどう定めるかなどは、国家の統治機構の根幹です。与党自民党の内部の会議ですら、有識者を何度も招致し、議論を重ねてこられました。それを国会においては、僅か数時間の議論で強硬に前に進めるなど、数の力に任せた余りに強引な進め方です。

首都機能の移転については、かつて、一九九二年十二月、国会等の移転に関する法律を成立させ、一九九六年に国会等移転審議会を設置、三年の審議の後、衆参で特別委員会を設置するなど、丁寧な議論が進められてきました。

こうした国会での議論を無視するかのようによ、本法案では、副首都の指定などに国会の関与は認めておらず、自治体の手挙げ方式で決められるとしており、理解に苦しみます。

副首都の指定だけではありません。そもそもの副首都が担うべき機能や基盤の整備、必要な体制の整備の支援など、統治機構の基本的な事項を定める基本方針にも国会は関与することができません。有識者の意見などを踏まえて政府が決定するということとしています。副首都指定のための要件までも政令で定めることとしており、国家統治の基本に対して国会の関与は極めて限定されています。

そもそも、首都の定義すら現行法制度上存在しておりません。首都の議論がないままに副首都の法整備を急ぐ。更に理解不能なのは、副首都の機能など基本的事項を定める基本方針が策定される前に、なぜか副首都が指定されるということです。何をそんなに急いでいるんでしょうか。国会が十分な議論をないがしろにしても間に合わせ

ないといけない、特定の地域の事情などがあるんじゃないでしょうか。

副首都の整備のために必要な財政も、何ら納得できる説明がありません。

かつて、国会等移転法に基づいた一九九七年の議論においては、首都機能移転の費用として最大十四兆円、国会機能を除くなど半分であれば七兆円が必要と試算されております。

本法案によって副首都が指定されれば、交通通信体系の整備や移住等の促進、地域における大学振興、創業の促進、規制緩和の推進、民間投資促進の税制措置など、様々なインフラ整備やソフト支援が行われることとなります。法案審議においても、その大まかな予算を何度質問しても、今後検討する、整備方針で決めるとしか答えがありませんでした。

副首都は、道府県の手挙げによって幾つでも指定される仕組みとしているため、同じようなインフラ整備が二重三重で行われることになります。必要な予算額も、また財源の見通しもないまま、自治体の言われるままに二重三重で同じようなインフラ整備を進めるのでしょうか。それ自体、国家として二重行政、三重行政そのものだと思いたいと思います。

道府県と市との連携の要件については、現状、具体的には特別区の設置か連携協約と示されています。医療、介護や福祉、防災や給付などの各種の事務で基礎自治体の役割がますます期待される中で、基礎自治体の権限を奪い、弱くしていく特別区を要件とすることは、本当に適当でしょうか。あえて特別区を要件とせずとも、道府県と市との間での連携協約で十分ではないでしょうか。ちなみに、私の地元大阪では、府市が既に一体条例を締結しています。その条例においては、

第一条、本市及び大阪府の一体的な行政運営を推進することに関し必要な事項を定める、第二条、本市及び大阪府の二重行政を解消するとともに大阪の成長及び発展を図ることにより、副首都大阪を確立とあります。既に、二重行政の解消どころか、副首都の文言まで入っています。この一体条例で十分であるのに、更に特別区を要件に加える理由は一体何なんでしょうか。何のための特別区であり、何のための都構想なんでしょうか。

現在特別区を設置している東京都は、一九四三年に東京府と東京市を廃止して誕生しましたが、その趣旨には、帝都における従来の府市併存の弊を解消し、一元的にして強力な遂行を期すとあります。

時は大戦の真つただ中、東京府知事は官選として国が任命をしていましたが、東京市長は市議会の選挙によって選出されておりました。この統治機構に手を加えて都知事に強大な権限を集中させ、さらに、官選として国の任命権の下に置く。

戦争遂行を強力に推し進めることを意図して始まったのが東京都制であり、また特別区でした。特別区や都への名称変更は、単なる地方自治体の統合や名称変更にとどまらず、かつて統治機構を民主的な自治から国家の統制へとシフトさせた歴史の分水嶺だったことを私たちは十分に認識しておく必要があります。

次に、同日選禁止法案について申し述べます。本法案に関連する最も大きな課題は、民主主義をゆがめる可能性のある、住民投票と議会選挙の同日選の取扱いです。

私の地元大阪では、府知事選挙、市長選挙、府議会議員選挙、市議会議員選挙が来年の四月に同日で行われる見込みです。大阪市の存続を決める重要な住民投票にもかかわらず、もしこれが同日

選となれば、人を選ぶ選挙の公示日以降は住民投票運動が制限されてしまいます。また、投票票日においては、人を選ぶ選挙の候補者としては活動することができませんが、住民投票運動としては活動することが可能になります。さらには、人物を選ぶ選挙と制度を選ぶ住民投票では根拠法も判断要素も異なるにもかかわらず、人に政策が引きずられる可能性があり、また、住民に十分な情報が届かないことも本法案の審議では指摘されました。

なお、憲法審においては、こうした事情を踏まえて、憲法改正における住民投票と人を選ぶ選挙は同日にはできないよう、党派を超えたコンセンサスが形成されております。

もちろん、同日選によって、事務の簡素化やコストカットできるという意見もあります。しかし、これは、公平公正な選挙を実現するという民主主義のコストであって、削るべきコストではありません。同日選により、公平な選挙が阻害されるリスクの方が大きいと思っております。

一言つけ加えますと、むしろ、都構想の再挑戦を理由に、知事と市長が辞職してダブル選挙を行うことの方が、よほど住民に強いコストとして議論されるべきものではないでしょうか。

今国会においては、本法案のように、与党の思惑含みの法案を優先させる姿勢が目立ちました。私たちは、暮らしが先だとの考えの下、物価高騰や資材不足などに苦しむ国民生活への支援を早くから訴えてきましたが、補正予算の予備費はいまだ一円たりとも支出されておりません。国民の暮らしを後回しにし、自分たちの進めたい法案を先に強引に進めていく、そうした政府・与党の姿勢に強く抗議を申し上げたい。

改めて、様々な課題のある副首都法案については、チームみらいの修正案によっても根本的な解

決とはならないため、原案並びに修正案には反対、国民民主党提出の同日選禁止法案には賛成といたしたく、議員各位の皆様のご誠意と覚悟を持った御判断を心よりお願い申し上げ、私の反対討論とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(森英介君) 阿部司君。

(阿部司君登壇)

○阿部司君 日本維新の会の阿部司です。

私は、与党を代表し、ただいま議題となりました国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案に対し、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

本法案は、災害対策の法案であることにとどまらず、この国の形そのものを問い直す、統治機構の改革を目指すものであります。

明治この方、我が国は、東京という一つの極に政治も行政も経済も集めてまいりました。都市に人と産業が集まれば生産性が高まる。経済学でいう集積の経済であり、東京の集積が戦後の成長を力強く支えてきたことは疑いようもありません。東京は、我が国が誇る世界有数の都市であります。

しかし、集積には最適な規模があるとされています。一つの極に集まり過ぎれば、やがて過密による費用が便益を上回ります。東京は、まさにその段階に差しかりつつあります。そして何より、国家中枢の一点集中は、危機管理上、看過し難いリスクをはらんでおります。

政府の地震調査委員会が、首都直下地震の発生確率を、今後三十年以内に七割程度と見積もっています。富士山の噴火もまた、遠い先の話ではありません。百年前の関東大震災は、首相不在という政治空白のさなかにこの都を襲い、官庁は焼

け、記録は失われ、情報の途絶が人々を不安の底に沈めました。次にその日が来たとき、なお中枢の全てが東京にあったならば、この国は一度の災害で立ち上がる足場さえ失いかねません。

ただ祈るのではなく備える、間に合ううちに備える、それこそが国民の生命と財産を託された私たち国会の責務ではないでしょうか。

本法案は、この備えを国の形として法律に刻もうとするものです。首都中枢機能の全部又は大部分を代替する副首都を法律に位置づけ、内閣総理大臣がこれを指定することとされています。内閣には総理を本部長とする推進本部が置かれ、令和十三年三月末までを集中推進期間として整備を進めることとされています。また、東京都制がしかれた昭和十八年以来、八十年を超えて、幾度も議論されながらついに変わることのなかった、この国の中枢の在り方に正面から向き合うものであります。

そして、本法案は、いま一つの目的を掲げています。第一条に明記された多極分散型経済圏の形成を通じて我が国経済の成長です。危機管理と経済成長、この二つは切り離すことはできません。平時から経済の中核として栄え、そして、人と企業が現に集まっている都市であつてこそ、有事にその機能を確かに引き受けることができます。この二つを一体のものとして追求する点にこそ、本法案の眼目があると考えております。

その上で、本法案がもたらす意義を三点申し上げます。

第一に、地方分権の実践です。

本法案では、副首都の指定は、道府県が自ら手を挙げ、議会の議決を経て申し出るところから始まる仕組みとされています。第十八条です。そして、第二十条では、整備方針の策定に当たり、そ

の地域を代表する知事の意見を聞き、それを尊重することとされています。国が号令をかけるのではなく、手を挙げた地域と国とが共につくり上げていく仕組みです。この分権の理念こそ、本法案の底に流れる思想であります。

第二に、国土全体の成長力の底上げです。

本法案の第二条第五項では、多極分散型経済圏の形成が、人口及び経済に関する機能が特定の圏域に過度に集中することなく国土全体にわたり適正に配置され、それぞれの圏域が有機的に連携しつつその特性を生かして発展している国土を形成することと定義されています。

一つの極が全てを吸い上げる国土から、幾つもの極が互いの特性を生かして支え合う国土へ。まず、副首都という第二の極を打ち立て、そこに生まれた人と投資の流れを各地の中核都市へと広げていく。極が増えれば競争が生まれ、地域はそれぞれの強みを磨きます。その総和がこの国全体の成長力となります。第三条第六項には、副首都の区域における産業競争力の強化、経済活動の拠点の形成、そして圏域内の他の地方公共団体との連携が掲げられています。副首都は、自らが栄えるためでなく、圏域を、ひいては国土全体を引き上げるために置かれるものです。

第三に、人口減少という我が国最大の課題への処方箋であります。

人口が減り続けるこの国で、なぜ機能を分散させるのか、限られたパイの奪い合いではないかとの問いもあります。しかし、事実は逆だと考えております。

東京都の合計特殊出生率は全国で最も低い水準にあります。住宅費は高く、通勤時間は長く、若い世代が家庭を持ち子を育てることが最も難しい環境がそこにはあります。その東京へ地方の若者

が毎年集まり続けている。出生率の最も低い場所に子を産み育てるはずの世代が引き寄せられていく。この構造こそが、我が国の少子化を静かに、しかし確実に加速させてきたのではないのでしょうか。

学ぶ場があり、働く場があり、暮らしを立てられる。地方に副首都という核が生まれ、そうした環境が育てば、若者は生まれ育った地域で働き、家庭を築くという選択肢を手になびます。人口減少は、集中によって加速し、分散によって和らぐ。副首都の整備とは、この国の人口構造そのものに働きかけようとする試みであります。

結びに申し上げます。

我が国の統治機構の改革については、国会で幾度も議論されてきました。しかし、語られては消え、掲げられては先送りされ、ついに実を結ぶことのないまま今日まで至っております。しかし、八十年もの止まっていた針が今再び時を刻み始めようとしております。皆様、この国の形を変えるその確かな第一歩を、私たちの手で踏み出そうではありませんか。

私たちが今日投じる一票は、次の世代がどこで学び、どこで働き、どこで家庭を築くのか、その選び取れる未来の幅を決めることとなります。政治も行政も経済も、東京という一本の柱だけで支えたまま手渡すのか、それとも、幾つもの極が輝き、どこに生まれても志を遂げられる、しなやかで強靱な国を手渡すのか、今、その問いに答えを出すときが来ました。

本法案が我が国の未来を切り開く礎となることを確信し、皆様の御賛同を心よりお願い申し上げます。私の賛成討論といたします。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(森英介君) 向山好一君。

(向山好一君登壇)

○向山好一君 国民民主党の向山好一でございます。

私は、会派を代表いたしまして、ただいま議題となりました副首都法案に対して反対の立場から、そして大都市法改正案に対しては賛成の立場から討論をさせていただきますと思います。

(拍手)

まず申し上げたいのは、私たちは副首都の必要性そのものを否定するわけではありません。

私は、阪神・淡路大震災を経験した神戸を地元としております。あの震災のとき、首都東京の機能が維持されていたからこそ、国全体が復旧復興を支えることができました。東日本大震災、熊本地震、そして能登半島地震も同様だったと思います。だからこそ、首都直下地震など国家危機に備えて、東京を補完する危機管理拠点を整備すること自体は重要なことだという認識を強く持つております。私自身も、民主党政権時代、危機管理都市としての副首都法案の策定に携わってきました。

しかし、この法案は、残念ながら、その理念とは大きく異なっていると言います方があります。

以下、反対の理由を述べます。

まず、大切なことは、副首都の役割には国家の危機管理、安全保障の視点が欠かせないということです。

ところが、この法案には、その視点よりも、特定の地域制度の改革を実現するための政治的な意図が強く、色濃く反映されています。審議を通じて明らかになったように、本法案の制度設計には、大阪都構想との一体化、これを強く意識した

経緯が残っています。副首都という国家的課題に地方自治制度の変更を結びつける合理的な理由は、最後まで示すことがありませんでした。

国家百年の計である副首都整備を地方の制度改革のツールとして利用することは、決して国民の理解を得られるものではありません。

第二に、本法案は、首都と副首都の定義が極めて曖昧なままです。

首都とは単に行政機関が集積する場所ではありません。国家の中核機能とは何を示すのか、どこまで移転し、どこまで代替するのか、審議を通じても曖昧なままです。その根幹が曖昧なまま制度だけをつくることは、極めて無責任な態度としか言いようがありません。

第三に、本法案は、巨額の財政負担について何ら具体的な説明を行っていないということです。

交通インフラ、行政中枢機能、都市整備、産業支援、税制措置など、法案には多くの施策が列挙されております。しかし、それが総額どのくらい必要なのか、国民負担や地方負担がどの程度生じるのか、何一つ明らかにできていなかったんです。これだけの国家プロジェクトでありながら、費用の見通しすら示さず法律だけを成立させることは、財政に対する責任ある姿勢とは決して言えません。

第四に、法案は、副首都を複数指定できるという構造になっています。複数指定となれば、それぞれにバックアップ機能を整備する必要が生じます。これは、結果として二重三重の行政投資を招きかねません。二重行政の解消を掲げる政党が、その理念と整合するのか、大きな疑問が残ります。

そして最後に、本法案の目的には、多極分散型国家経済圏の形成というのが掲げられておりま

す。しかし、多極分散とは特定の二都市を強化することでは決してありません。東京と大阪のツインエンジンではなくて、全国各地がそれぞれの特色を生かして発展するマルチエンジンの国家を目指すことが、本来あるべき多極分散型国家経済圏の形成ではないでしょうか。その意味でも、

副首都だけに政策資源を集中するこの法案は、多極分散という理念とも整合しているとは決して言えません。

副首都整備は、国家の危機管理であり、安全保障であり、国民全体のための政策でなければなりません。だからこそ、特定の政治課題や地域事情から切り離して、超党派で合意できる制度として構築すべきじゃないでしょうか。

さらに申し上げます。

大都市制度改革には一つの正解しかないわけでは決してありません。特別区制度を選択する地域もあれば、政令指定都市としての一体性を維持しながら権限と財源を一元化する特別市という選択肢を望む地域もあります。重要なのは、どちらの制度が優れているかを国があらかじめ決めるのではなくて、それぞれの地域が自ら最も適した制度を選択できることではないでしょうか。

副首都という国家的役割を担う都市についても、特別区のみを前提とするのではなく、特別市も制度上の選択肢として位置づけることが地方分権の理念になうものではないか、このこともしつかりと申し添えさせていただきたいと思っております。

副首都法案、これは国の形を変える改革だけに駆け足で成立に向かうのではなく、一度立ち止まり丁寧に議論し、お互いに知恵を出し合い、真に国民全体の利益となる副首都制度にすべきではないか、このことを強く申し上げたいというふう

に思います。

次に、大都市法の改正、つまり、住民投票と公職選挙の同日実施禁止法案について討論をいたします。

本法案の目的は、民主主義の根幹である公正な競争の下での選挙制度と住民投票の自由な意思形成、この両方を守るためのものであります。住民投票は、住民が特定の政策について直接意思を表明する制度です。一方、公職選挙は、誰に決定権を委ねるのか、任せるのか、これを決める制度です。目的も判断基準も異なる二つの制度であるからこそ、それぞれ独立した環境の中で住民が冷静に判断できることが求められております。

しかし、これを同日に実施した場合、公職選挙に立候補する候補者や政党が、選挙運動と住民投票運動を一体として展開することが可能になります。例えば、知事選挙の候補者が自らへの投票を呼びかけると同時に、住民投票の賛否を訴えることも可能になるわけです。これに対して、公職選挙だけを戦う候補者や住民投票だけに活動する市民団体や関係者は、そのようなことは一体的な運動としてはできません。

結果として、一方は、二つのテーマを同時に訴えることができる、いわゆる二馬力としての選挙運動となつて、他方は、公職選挙だけ、あるいは住民投票だけという、一馬力の活動を余儀なくされることとなります。これは、政治的な主張の中心以前に、競争条件そのものが公平ではないのではないのでしょうか。

公職選挙法は、選挙期間中の政治活動について極めて詳細なルールを設けています。それは、候補者間の公平性を担保し、有権者が公正な環境で判断できるようにするためであります。しかし、住民投票運動には、公職選挙とは異なるルールが

適用されています。その二つが同時に進行することで、選挙運動と住民投票運動が実質的に融合して、公職選挙法が予定していない新たな不均衡が生じることになるわけであります。

民主主義は、結果だけが重要なものではありません。その結果に至るまでの過程が、公平であり、透明であり、全ての参加者に等しい機会が保障されていることが何よりも不可欠であります。

住民投票は、行政組織の将来を左右する重大な意思決定です。だからこそ、候補者個人の人気や政党支持と結びつけることなく、制度そのものは是非について住民が判断できる環境を整えなければいけません。また、公職選挙も、本来問われるべきは候補者の資質や政策であります。住民投票の賛否が選挙全体を左右するような状況は、有権者にとっては適切とは思えません。

本法案は、そのような混同を避け、選挙は選挙として、住民投票は住民投票として、それぞれ独立した民主的な手続を保障するための制度整備であります。

国民民主党は、対決より解決を掲げています。そのベースにあるものは、公正なルールに基づく意思決定です。制度改革における最も重要なのは、特定の政策、政治に有利なルールを作ることではなく、誰に対しても公正なルールを整えることです。本法案は、まさにその法案であります。

○議長(森英介君) 申合せの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○向山好一君(統) 民主主義への信頼は、公正なルールによって支えられています。その信頼を守るために、本法案への賛同を皆さんにお願い申し上げます、私の討論といたします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

令和八年七月十五日 衆議院会議録第三十二号

○議長(森英介君) 高山聡史君。

(高山聡史君登壇)

○高山聡史君 チームみらいの高山聡史です。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案について、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

本法案に賛成する理由は、まず、この法案が向き合う課題の喫緊性にあります。首都直下地震は、今後三十年以内に七〇％程度の確率で発生するとされています。国家の中核機能が東京圏に集中する中で、その機能が失われれば、影響は国民一人一人の生活に及びます。首都中核機能の代替性をあらかじめ確保すること、そして、これを契機に多極分散型の国土形成を進め、東京圏や副首都以外にも意義のある取組とすること、この二つはいずれも先送りするべきではなく、本法案はその推進の枠組みを法律として整えるものです。

また、東日本大震災の教訓を踏まえても、大規模災害への備えや行政の継続性確保には、デジタル行政基盤が整備され、災害時にもデータが保全されることが不可欠です。

この観点を修正案で反映し、さらに、我が国の行政サービスを、国と自治体の一貫通貫で、必要な支援が必要な方に届くプッシュ型へと転換していく、副首都を、単なる代替ではなく、東京圏より一世代進んだデジタル行政都市をつくるような野心的な取組とし、そこで整備した仕組みを全国に行き渡らせていく、それが、副首都のみならず、我が国全体にとって必要なことだと考えます。

同時に、この法律は、その成果を検証する仕組みも整えました。政府は、施策の実施状況を毎年国会に報告し、集中推進期間の経過後には検証結果を報告することとなります。委員会の質疑を通じて、デジタル行政基盤の整備を基本方針及び整備方針に明確に位置づけること、また、あらかじめ目標を定めて検証を行うことについても、立法者の前向きな意思が示されました。施策の進捗を国会が毎年確かめ、必要な打ち手が打たれるよう、私も立法府の一員としてその履行を注視してまいります。

以上、本法案への賛同と展望を申し述べ、賛成の討論といたします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(森英介君) 吉川里奈君。

(吉川里奈君登壇)

○吉川里奈君 参政党の吉川里奈です。

私は、会派を代表し、ただいま議題となりました副首都設置推進法案には反対、同日選挙を禁止する大都市法改正案には賛成の立場から討論を行います。(拍手)

まず、本法案の審議の進め方に強く抗議をいたします。

本法案は、国家中核機能をどこどのように維持するのかという、国の形に関わる重要な法案です。にもかかわらず、与野党の合意なく審査入りが行われ、会期末の限られた時間の中で、成立ありきの拙速な審議が進められました。十分な審議を尽くさず、このような先例を許すことは、国会審議を形骸化させ、議会制民主主義の根幹を揺るがす、極めてゆゆしき問題です。

参政党は、首都機能のバックアップ体制を整え、東京一極集中を是正する必要性を否定するものではありません。しかし、本法案の制度設計には看過できない問題があります。

第一に、危機管理と地域経済政策という本来区別すべき問題を一つの法案に盛り込んでいます。大規模災害への備えであるなら、最優先すべきは科学的安全性の評価です。なぜ、そこに都市開発

や行政制度の再編まで抱き合わせるのでしょうか。

第二に、副首都の指定要件も科学的かつ客観的ではありません。災害リスクの評価基準は法律に示されず、首都直下地震と南海トラフ巨大地震が近接して発生し、広域被害が重なる事態への視点も十分ではありません。巨額の公費を投じる以上、バックアップ拠点自体が被災するリスクまで考慮することこそ、国家BCPの基本ではないでしょうか。政府が専門家の科学的評価に基づいて主導すべきであり、具体的要件を政令に委ね、副首都の指定に国会の承認を要しない制度には賛同することができません。

第三に、法案から大阪の名は外れたものの、指定要件や支援策は大阪府、大阪市の構想と極めてよく重なっています。後から政令で基準を定める制度では、大阪ありきと言わざるを得ません。我田引水の疑念は払拭することができないでしょう。

コスト試算や国、自治体の負担も示されないまま、支援の枠組みだけを先行させることは、財政民主主義の観点からも容認できません。

副首都構想は国家百年の計です。選定基準も財政的裏づけも不十分のまま、二度の住民投票で示された大阪市民の意思を顧みず、結論を急いではなりません。そもそも、大阪市民は都構想なんか求めてないんです。

国会は国民のものであります。時の権力が特定の政党の宿願を実現するための場ではありません。参政党はいかなるときも、国益を最優先とし、次世代に責任を持つ政治を求めます。

国家のあるべき姿も、制度の理念も、国民的合意も十分に示されないまま本法案を成立させることは断固反対することを申し上げ、討論を終わります。(拍手)

大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律案外一案

○議長(森英介君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(森英介君) これより採決に入ります。

まず、西岡義高君外一名提出、大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森英介君) 起立少数。よって、本案は否決されました。

次に、築和生君外七名提出、国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森英介君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

○議長(森英介君) 本日は、これにて散会いたします。

午後六時五十六分散会

出席国務大臣

国 務 大 臣 黄川田仁志君

○議長長の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

環境委員

辞任

丸田康一郎君

鍋島 勢理君

藤田 洋司君

村岡 敏英君

安全保障委員

辞任

木村 次郎君

武田 良太君

藤沢 忠盛君

山本 大地君

議院運営委員

辞任

神田 潤一君

木村 次郎君

谷川 とむ君

鹿嶋 祐介君

河野 正美君

山本 大地君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員

辞任

谷川 とむ君

西野 太亮君

古井 康介君

丸田康一郎君

宮内 秀樹君

補欠

園崎 弘道君

藤田ひかる君

山本 裕三君

渡辺 勝幸君

遠藤 寛明君

犬飼 明佳君

西岡 義高君

谷 浩一郎君

許斐亮太郎君

遠藤 寛明君

園崎 弘道君

藤田ひかる君

山本 裕三君

渡辺 勝幸君

伊佐 進一君

向山 好一君

伊藤 恵介君

生活保護制度における勤労控除の基礎控除の全額控除額に関する再質問主意書(山本ジョージ君提出)

氏名・住所付き病歴を統計特例で本人同意無く企業や個人事業主に提供できる規定が新設された個人情報保護法改正法案に関する質問主意書(長妻昭君提出)

(答弁書受領)

一、昨十四日、内閣から次の答弁書を受領した。衆議院議員向山好一君提出HPVワクチンの男性接種の早期定期接種化に関する質問に対する答弁書

(議案受領)

一、昨十四日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

少額投資非課税制度における国債に係る所得に対する所得税の非課税に関する措置等に関する法律案

(議案送付)

一、昨十四日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、昨十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

拉致被害者家族等への情報提供に関する質問主意書(有田芳生君提出)

三団体訪米に関する質問主意書(有田芳生君提出)

戦没者遺骨DNA鑑定に関する質問主意書(有田芳生君提出)

拉致の可能性を排除できない三十数名に関する質問主意書(有田芳生君提出)

令和八年七月二日提出
質問 第二一九号

HPVワクチンの男性接種の早期定期接種化に関する質問主意書

提出者 向山 好一

HPVワクチンの男性接種の早期定期接種化に関する質問主意書

ヒトパピローマウイルス(HPV)は、女性の子宮頸がんだけでなく、尖圭コンジローマや肛門がんなど男女に関係するHPV関連疾患・がんの原因となることが知られている。

世界保健機関(WHO)は男女ともにHPVワクチンの接種を推奨しており、日本以外のG7諸国を含む八十以上の国がすでに男性接種の定期接種を導入している。一方で、我が国では、令和四年から厚生労働省の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会ワクチン評価に関する小委員会においてHPVワクチンの男性接種についての議論が開始されているものの、三年以上経過した現在でも未だ定期接種化は実現していない。一部の自治体では、男性接種に対する独

自助成を開始しているが、地方自治体の財政状況は厳しく、自治体による費用助成は広がらず、任意接種であることから接種率が低調であるという指摘もある。

昨年十月には、予防接種に関わりのある関連学会の専門協議会である予防接種推進専門協議会から「HPVワクチンの男性に対する定期接種化に関する要望」が厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長に対して提出されるとともに、同年六月と十一月に自民党のHPVワクチン推進議員連盟が開催され、同年十二月には「HPVワクチンの男性への早期定期接種化にかかる要望書」が厚生労働大臣に対して提出されている。さらに、患者団体である一般社団法人ウイメン＆キャンサーからも、本年四月に「HPVワクチンの男性に対する定期接種化に関する要望」が厚生労働大臣に対して提出されている。加えて、本年四月二十三日付けの毎日新聞のウェブサイトの記事「9個HPVワクチン 接種男性で頭頸部がん発症が半分近くに減少」で新たなエビデンスについて報じられている。しかしながら、政府による明確な方向性の提示や、審議会の開催等の具体的な進捗はなく、本年六月九日に参議院厚生労働委員会で行われた質疑においても、HPVワクチンの男性接種の定期接種化は命に関わる課題であるのに審議のスピードが遅すぎるのではないかという趣旨の指摘に対し、厚生労働大臣からは具体的な審議のスケジュールや審議を急ぐ姿勢が示されなかった。

ワクチンの有効性及び安全性の科学的エビデンス、男女双方のHPV関連疾患・がん予防の観点、国内学術団体や患者団体の要望、国民を代表する国会議員の声や議員連盟の要望、国際動向等を踏まえれば、HPVワクチン男性接種の定期接種化を遅らせる合理的理由は見当たらない。政府が引き続き明確な方針を示さないことは、国民の

健康を守る行政の責務を果たしていないと言わざるを得ない。

以上のことを踏まえ、以下質問する。

一 予防接種推進専門協議会、自民党のHPVワクチン推進議員連盟、及び一般社団法人ウイメン＆キャンサーより厚生労働省に提出された要望書について、政府はどのように受け止めているのか。また、それらの要望書を受けて、政府として具体的にどのような対応を行ったのか、または行う予定であるのか、明らかにされたか。

二 日本以外のG7諸国を含む八十以上の国でHPVワクチンの男性接種の定期接種が導入されている中で、我が国において男性接種の定期接種化が未だ導入されていない理由について、政府の見解を示されたい。また、その理由が解消された場合、速やかに定期接種化を進める意思があるのか、政府の見解を示されたい。

三 第三十一回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会ワクチン評価に関する小委員会資料3-1-1において、「本委員会においてHPVワクチンの男性接種の定期接種化の検討を進めるにあたり、接種回数、予防する対象疾病及び安全性については、引き続き最新のエビデンスを広く収集・評価に努めつつ、現時点では薬事承認が得られている範囲を議論の対象とする。」とあるが、男性接種の定期接種化の議論を進めるためには、接種回数、予防する対象疾病及び安全性について具体的にどのようなエビデンスを収集する必要があると考えているのか。またそのエビデンスを収集するために、政府として現在具体的にどのような取組を行い、いつ頃を目途に収集する予定であるのか。それぞれ明らかにされたい。

四 諸外国の中には、既存のエビデンスを踏ま

え、HPVワクチンの男性接種による中咽頭がんに対する予防効果や女性の子宮頸がんに対する波及効果を折り込んで、男性の定期接種にかかる検討を行い、既に男性の定期接種を導入している国があることを、政府として承知しているのか。承知している場合、なぜ我が国においては同様の観点で検討が行われていないのか、その理由を明らかにされたい。

五 本年四月二十三日付けの毎日新聞のウェブサイトの記事「9個HPVワクチン 接種男性で頭頸部がん発症が半分近くに減少」で報じられた新たなエビデンスについて、政府はどのように評価しており、今後の審議会での検討にどのように反映させる予定であるのか、明らかにされたい。

六 第三十一回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会ワクチン評価に関する小委員会資料3-1-1において、「HPVワクチンの男性接種に係る費用対効果分析におけるモデリングの検討にあたっては、ヒトパピローマウイルス(HPV)ワクチンファクトシート追補版作成時にHPVワクチンの男性接種の費用対効果について検討したモデルをより精緻なものとするために必要な最新のエビデンスや、より精緻なモデルであるダイナミックモデルを構築するために必要な信頼性の高い国内データについて、引き続き情報収集を行うこととしてはどうか。」とあるが、男性接種の定期接種化の議論を進めるためには、費用対効果について具体的にどのようなエビデンスやデータを収集する必要があると考えているのか。またそのエビデンスやデータを収集するために、政府として現在具体的にどのような取組を行い、いつ頃を目途に収集する予

定であるのか。それぞれ明らかにされたい。

七 第三十回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会ワクチン評価に関する小委員会の議事録において、委員から「ドイツなどでは男性への定期接種を決めた際に、費用対効果はその時点で必ずしも優れているという評価ではありませんでしたが、ジェンダーエクイティーという観点で評価、導入を進めたというようなこともあります」という発言があり、また、委員長の「ジェンダーニュートラル」というような言葉も出てきましたが、ではそれをもつてどのようにアセスメントをしていくのか。これについても、これはコンセンサスを形成していくことも重要なのだらうと思いますが、どこまで小委員会ですべて基本方針部会かということもあるかと思いますが」という発言に対して、出席した委員が首肯している。こうした議論を踏まえて、HPVワクチンの男性接種の定期接種化に向けた検討においては、諸外国のように、費用対効果が優れていない場合であっても、費用対効果が以外の観点も勘案して総合的に評価を行うべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

八 二に関連して、日本以外のG7諸国を含む八十以上の国で男性接種の定期接種が導入されている中で、我が国において男性接種の定期接種化が未だ導入されていないことにより、日本国民に具体的にどのような健康上の不利益がありうるかと想定しているのか。また、その不利益を回避するために、政府として現在どのような対策を講じているのか、明らかにされたい。

九 昨年十一月二十日付けのm3.comの記事「国会議員・自治体議員連連、男性の定期接種化や自治体間格差解消を要望」で、「国会議員で構成する「HPVワクチン推進議員連盟」会長の田村憲久衆院議員は十一月二十日、「HPVワ

クチン接種推進自治体議員連盟」との共同開催の場で、HPVワクチンを定期接種化せずに男性の中咽頭がんが日本だけ残るとなった場合、「将来的に裁判をされた時に行政の不作为が問われるのではないか」との懸念を呈し、男性への定期接種化を強く要望した。」と報じられている。政府はこの報道内容及び田村憲久衆院議員が会議の場で実際に趣旨の発言をしたことを承知しているのか。承知している場合、政府としてこの懸念をどのように受け止めているのか、見解を示されたい。

十 我が国において男性接種の定期接種化が未だ導入されていない現状を踏まえて、HPVワクチンを定期接種化せずに男性の中咽頭がんが日本だけ残ることとなった場合、将来的に裁判をされた時に行政の不作为が問われる可能性について、政府の見解を示されたい。また、そのような事態を避けるために、政府として今後どのような措置を講じる予定であるのか、具体的に明らかにされたい。

十一 HPVワクチンの男性接種の定期接種化に関して、定期接種化の時期の目標を含め、今後の具体的なスケジュールを明らかにされたい。なお、スケジュールが現時点で示せない場合は、その理由及びスケジュールを示すことができる時期についても明らかにされたい。右質問する。

内閣衆質二二一第二九号
令和八年七月十四日

衆議院議長 森 英介殿
内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議員向山好一君提出HPVワクチンの男性接種の早期定期接種化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員向山好一君提出HPVワクチンの男性接種の早期定期接種化に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「要望書」については真摯に受け止め、「HPVワクチンの男性接種の定期接種化」の有効性等に係る情報収集に努めているところ、今後こうした情報が得られた場合には、厚生科学審議会において必要な議論を行い、当該議論を踏まえながら、適切に検討をしてまいりたい。

二について

お尋ねについては、令和八年六月九日の参議院厚生労働委員会において、上野厚生労働大臣が「諸外国との比較でおきましても、やはり予防接種制度の枠組み自体が異なりますので、一概に比較するのはなかなか難しいわけではございますが、諸外国の状況なども注視をしながら、やはり、その科学的知見に基づいてどうかということが大事でありますので、そうした観点で審議会の議論が進むということを期待しておりますし、我々としてもしっかりとそれを後押しをしていきたいと考えています」と答弁しているところである。

三及び六について

令和七年七月四日の第三十回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会ワクチン評価に関する小委員会の資料「HPVワクチンの男性への接種について」において、お尋ねの「接種回数」についての「エビデンス」については、「薬事承認の「用法及び用量」の外の一回または二回接種・・・を支持する直接的なエビデンス」と、お尋ねの「予防する対象疾

病」についての「エビデンス」については、「薬事承認が得られていない中咽頭がん、陰茎癌の予防効果に関するエビデンス」及び「男性接種による女性の子宮頸がん等の予防効果に関するエビデンス」と示し、お尋ねの「安全性」についての「エビデンス」については、「一定程度エビデンスが蓄積されている」とされているものの「引き続き最新のエビデンスを」広く収集すると示しているところであり、さらに、同年九月二十五日の同小委員会の資料三「HPVワクチンの男性への接種について」において、お尋ねの「費用対効果」についての「エビデンスやデータ」については、「より精緻なモデルを再構築するのに必要な、性行動の頻度や男女間の感染確率などの「国内データ」と示しているところである。また、お尋ねの「エビデンス」及び「データ」の「収集」については、これらの「エビデンス」及び「データ」に関する国内外の論文等について、厚生労働省において実施している「令和八年度ワクチンに関する科学的知見の収集及び諸外国における予防接種施策調査研究事業」及び令和八年度厚生労働科学研究費補助金による新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業「ワクチンの費用対効果の評価法及び分析手法の確立のための研究」により、広く「収集」しているところであるが、「いつ頃を目途に収集する予定」かとお尋ねについては、「収集した「エビデンス」及び「データ」から信頼性の高いものを抽出するために精査を要することから、現時点でその具体的な時期をお示しすることは困難である。

四について

御指摘のように「既に男性の定期接種を導入している国があること」については承知してい

る。その上で、「男性の定期接種」について審議を行う厚生科学審議会での検討においては、その有効性等を評価する際に、御指摘のような「予防効果」や「波及効果」についても評価を行い、御指摘の「観点」での検討も行われているものの、「中咽頭がん」や「子宮頸がん」に關し、現時点では、令和八年六月九日の参議院厚生労働委員会において、政府参考人が「男性に対するHPVワクチン接種につきましては、尖圭コンジローマや肛門がん等が薬事承認されている一方で、男性接種による女性の子宮頸がん等への予防効果につきましては、薬事承認では認められておらず、予防接種として直接的な効果を示すものではなく、エビデンスは限られているものと承知しております」と答弁しているところであることから、現在、当該エビデンスも含め、一について述べたとおり、「HPVワクチンの男性接種の定期接種化」の有効性等に係る情報収集に努めているところ、今後こうした情報が得られた場合には、同審議会において必要な議論を行い、当該議論を踏まえながら、適切に検討をしてまいりたい。

五について

御指摘の「新たなエビデンス」については、「頭頸部がん」に係る「HPVワクチン」の有効性についてのエビデンスの一つであると認識しているが、我が国においては、ワクチンを含め、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する医薬品についての承認（法第十四条第一項の規定による承認をいう。以下同じ。）に際しては、法第十四条第二項第三号の規定にのっとり、承認等の申請に係る効能又は効果を有する

と認められるか否か等について、独立行政法人医薬品医療機器総合機構において審査が行われ、薬事審議会における議論を経て厚生労働大臣が判断することとしているところ、御指摘の「頭頸部がん」に係る「HPVワクチン」の有効性は当該ワクチンの承認に際して審査されており、また、「頭頸部がん」に係る当該ワクチンの有効性は複数のエビデンスに基づき評価する必要があることから、現在、当該エビデンスも含め、一について述べたとおり、「HPVワクチン」の男性接種の定期接種化の有効性等に係る情報収集に努めているところ、今後こうした情報が得られた場合には、厚生科学審議会において必要な議論を行い、当該議論を踏まえながら、適切に検討をしてまいりたい。

七について
厚生科学審議会での検討においては、お尋ねのように「費用対効果以外の観点も勘案して総合的に評価を行う」としているものの、まずは、二について述べたとおり、令和八年六月九日の参議院厚生労働委員会において、上野厚生労働大臣が「諸外国の状況なども注視しながら、やはり、その科学的知見に基づいてどうかということが大事でありますので、そうした観点で審議会の議論が進むということを期待しておりますし、我々としてもしっかりそれを後押しをしていきたいと考えています」と答弁しているところであり、まずは、一について述べたとおり、「HPVワクチン」の男性接種の定期接種化の有効性等に係る情報収集に努めてまいりたい。

八について
御指摘の「健康上の不利益」に関しては、例えば、九で御指摘のような「男性の中咽頭がん」

日本だけ残ること等の「懸念」を示した意見があることは承知しているが、「男性の中咽頭がん」に係る「HPVワクチン」の有効性は当該ワクチンの承認に際して審査されておらず、御指摘の「男性接種の定期接種化」の導入により当該「懸念」が解消されるか否かは明らかではないため、お尋ねの「想定」について一概にお答えすることは困難であり、また、これを前提としたお尋ねにお答えすることも困難である。

九の前後について
御指摘の「報道内容」及び「発言」については承知している。

九の後段及び十について
御指摘の「懸念」及び「可能性」に関するお尋ねについては、仮定の質問であることからお答えすることは差し控えたいが、いずれにせよ、現在、一について述べたとおり、「HPVワクチン」の男性接種の定期接種化の有効性等に係る情報収集に努めているところ、今後こうした情報が得られた場合には、厚生科学審議会において必要な議論を行い、当該議論を踏まえながら、適切に検討をしてまいりたい。

十一について
お尋ねについては、令和八年四月二十七日日の参議院予算委員会において、上野厚生労働大臣が「審議会におきましては、最新のエビデンスや信頼性の高いデータについて引き続き情報収集を行うこととされており、今後の具体的な議論のスケジュールや定期接種化の時期について現段階で申し上げることはなかなか難しいわけですが、定期接種化に向けて必要な検討をしっかり進めさせていただきたい」と答弁しているところである。

大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

令和八年六月二十四日

提出者

西岡 義高

賛成者

浅野 哲外二十五名

大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律

大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第七条第七項中「選挙」の下に「（特定選挙を除く。）」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第六項中「昭和二十五年法律第百号」を削り、同項を同条第十項とし、同条第三項から第五項までの四項ずつ繰り下げ、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 全ての関係市町村の前項の規定による投票は、同項の投票を行うべき期間（第四項及び第五項において「住民投票を行うべき期間」という。）内の同一の期日に行わなければならない。

3 第一項の規定による投票の期日は、少なくともその二十日前に告示しなければならない。

4 第一項の規定による投票の期日の告示の日から当該期日までの期間（以下この項及び第十二項において「住民投票期間」という。）と関係市町村及び関係道府県の議会の議員の一般選挙及び長の選挙（以下この条において「特定選挙」という。）の期日の告示の日から当該期日までの期間（以下この項において「選挙期間」という。）とは、重複してはならないものとし、この場合には、重複してはならないものとし、この場合に

おける住民投票を行うべき期間及び公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の規定により選挙を行うべき期間（次項において単に「選挙を行うべき期間」という。）についての特例その他住民投票期間と選挙期間とが重複しないようにするために必要な事項は、政令で定める。

5 前項の政令は、特定選挙が選挙を行うべき期間内に必ず行われ、かつ、第一項の規定による投票ができる限り住民投票を行うべき期間内に行われるよう定めるものとする。

第七条に次の一項を加える。

12 公職選挙法第二百一条の五から第二百一条の八までの規定は、これらの条に掲げる選挙（特定選挙を除く。）が行われる場合において、当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の当日までの期間と住民投票期間とが重複する期間中、政党その他の政治活動を行う団体が、第一項の規定による投票に係る政治活動を行うことを妨げるものではない。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（政令への委任）

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

特別区の設置についての住民投票の重要性に鑑み、当該住民投票に係る住民投票期間と関係市町村及び関係道府県の議会の議員の一般選挙及び長の選挙に係る選挙期間とが重複しないようにするための措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

令和八年七月十五日 衆議院會議録第三十二号

大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律案 西岡義高君 外一名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、特別区の設置についての住民投票の重要性に鑑み、当該住民投票に係る住民投票期間と関係市町村及び関係道府県の議会の議員の一般選挙及び長の選挙に係る選挙期間とが重複しないようにするための措置等を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 住民投票期間と選挙期間の重複禁止等

(一) 特別区の設置についての住民投票の期日の告示の日から当該期日までの期間(以下「住民投票期間」という。)と関係市町村及び関係道府県の議会の議員の一般選挙及び長の選挙(以下「特定選挙」という。)の期日の告示の日から当該期日までの期間(以下「選挙期間」という。)とは、重複してはならないものとし、この場合における住民投票を行うべき期間及び公職選挙法の規定により選挙を行うべき期間についての特例その他住民投票期間と選挙期間とが重複しないようにするために必要な事項は、政令で定めること。

(二) (一)の政令は、特定選挙が選挙を行うべき期間内に必ず行われ、かつ、特別区の設置についての住民投票ができる限り住民投票を行うべき期間内に行われるよう定めるものとする。

(三) 国政選挙等における政治活動の規制に関する公職選挙法第二百一条の五から第二百一条の八までの規定は、これらの条に掲げる選挙(特定選挙を除く。)が行われる場合において、当該選挙の期日の公示又は告示

大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案及び同報告書

の日から当該選挙の当日までの期間と住民投票期間とが重複する期間中、政党その他の政治活動を行う団体が、特別区の設置についての住民投票に係る政治活動を行うことを妨げるものではないこと。

2 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の否決理由

特別区の設置についての住民投票の重要性に鑑み、住民投票期間と選挙期間とが重複しないようにするための措置等を講じようとする本案は、妥当でないものと認め、否決すべきものと議決した。

右報告する。

令和八年七月十五日

地域活性化・子ども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長 丹羽 秀樹
衆議院議長 森 英介殿

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案

右の議案を提出する。

令和八年六月二十四日

提出者

賛成者
築 和生 鈴木 英敬
長谷川淳二 宮下 一郎
岩谷 良平 青柳 仁士
うるま議員 高見 亮
賛成者
安藤たかお外五十八名

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第八条)
第二章 基本方針(第九条―第十一条)
第三章 基本的施策(第十二条―第十七条)
第四章 副首都の指定等(第十八条―第二十条)
第五章 国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部(第二十一条―第三十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模災害(以下単に「大規模災害」という。)に備えて、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能の継続性が確保された国土の形成を図るための施策(以下「国家社会機能継続性確保施策」という。)に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、基本方針の策定その他基本となる事項を定め、及び副首都の指定等について定めるとともに、国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部を設置すること等により、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び多極分散型経済圏の形成を通じて我が国経済の成長に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「国家社会機能」とは、我が国の政治、行政、司法及び経済に関する機能その他の国家及び社会の重要な機能をいう。
2 この法律において「副都中枢機能」とは、東京圏(首都直下地震対策特別措置法平成二十五年法律第八十八号)第二条第一項に規定する東京

圏をいう。以下この条及び第十四条第二項において同じ。)における国家社会機能のうち中枢的なものをいう。

3 この法律において「副都中枢機能代替地域」とは、大規模災害が発生し、東京圏において副都中枢機能を維持することが困難となった場合に、必要に応じて、一定期間、副都中枢機能の一部を代替する機能を担う地域(東京圏との同時被災の可能性が低いものとして政令で定める要件に該当する地域に限り、副首都の区域を除く。)をいう。

4 この法律において「副首都」とは、大規模災害が発生し、東京圏において副都中枢機能を維持することが困難となった場合に、必要に応じて、一定期間、副都中枢機能の全部又は大部分を代替する機能を担うとともに、多極分散型経済圏の形成の中核となる機能をも担う道府県として、第十八条第一項の規定により指定された道府県をいう。

5 この法律において「多極分散型経済圏の形成」とは、人口及び経済に関する機能が特定の圏域に過度に集中することなく国土全体にわたり適正に配置され、それぞれの圏域が有機的に連携しつつその特性を生かして発展している国土を形成することをいう。

(基本理念)

第三条 副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の推進は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成二十五年法律第九十五号)第十条において「国土強靱化基本法」という。)第九条第五号に規定する脆弱性評価(第二十二条第三項において単に「脆弱性評価」という。)その他の国家社会機能の継続性が確保され

た国土の形成の推進に関し必要な評価の結果を考慮して行われるものとする。

2 国家社会機能継続性確保施策の推進は、国家社会機能が特定の地域に過度に集中したことによる弊害を克服するため、国家社会機能の特定の地域への集積による効果にも留意しつつ、国土全体にわたって人口及び国家社会機能が分散的に配置されるように行われるものとする。

3 国家社会機能継続性確保施策の推進は、首都中枢機能代替地域における首都中枢機能の代替性の確保のために必要な機能の整備及び分散的な配置を通じて行われるものとする。

4 副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の推進は、大規模災害が発生した場合における地方公共団体の業務及び民間事業者等の事業の継続について、地方公共団体及び民間事業者等が行う主体的かつ積極的な取組を尊重しつつ支援することを通じて行われるものとする。

5 副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の推進は、大規模災害が発生した場合における我が国の政治、行政、司法、経済等の活動を持続可能なものとするため、多重性及び代替性が確保された交通通信体系が整備された国土の形成を目指して行われるものとする。

6 副首都の整備に係る施策の推進は、副首都が首都中枢機能の全部又は大部分を代替する機能及び多極分散型経済圏の形成の中核となる機能を果たすことにより我が国経済の成長に資することとなるよう、次に掲げる事項を旨として行われるものとする。

一 副首都の区域内における産業競争力の強化、経済活動の拠点の形成等を図ること。

二 副首都の区域に係る交通網の整備その他の

副首都の区域に係る都市の基盤の整備を図ること。

三 副首都の区域内における国の機関等(国の機関、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十七条第一項において同じ。及び特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。第二十七条第一項において同じ。)をいう。以下同じ。)の拠点の整備その他の国の機関等の機能の強化を図ること。

四 副首都の区域を含む圏域を進展させるために必要な副首都と当該圏域内の他の地方公共団体との連携を図ること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)のつとて、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国の関係行政機関は、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策が効果的かつ効率的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念のつとて、国との適切な役割分担を踏まえて、国が実施する副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策に協力するよう努めなければならない。

(民間事業者等の責務)

第六条 民間事業者等は、基本理念に配意してそ

の事業を行うとともに、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策に協力するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協力)

第七条 国、地方公共団体、民間事業者等その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の推進に関し、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針

(基本方針)

第九条 政府は、基本理念のつとて、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の意義及び目標に関する事項

二 人口及び国家社会機能の分散的な配置に関する基本的な事項

三 首都中枢機能代替地域に関する基本的な事項で次に掲げるもの

イ 首都中枢機能代替地域が担うべき機能に関する事項

ロ 首都中枢機能代替地域における首都中枢機能の代替性の確保のために必要な機能の整備及び分散的な配置に関する事項

ハ 首都中枢機能代替地域がその機能を担うために必要な体制の整備の支援に関する事項

四 大規模災害が発生した場合における地方公共団体の業務の継続のために必要な体制の整備の支援に関する基本的な事項

五 民間の事業所等の国土全体にわたる分散的な配置の促進その他大規模災害が発生した場合における民間事業者等の事業の継続のために必要な体制の整備の支援に関する基本的な事項

六 相互に代替性のある交通手段の確保及び情報の流通の円滑化、高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実に関する取組を通じた多重性及び代替性が確保された交通通信体系の整備に関する基本的な事項

七 副首都に関する基本的な事項で次に掲げるもの

イ 副首都が担うべき機能に関する事項

ロ 副首都の区域に係る都市の基盤の整備その他の副首都の整備に関する事項

ハ 副首都がその機能を担うために必要な体制の整備の支援に関する事項

二 副首都を中核とした多極分散型経済圏の形成に関し必要な副首都における経済基盤の強化に関する事項

八 第十八条第一項の規定により指定された副首都ごとの整備に関する基本的な事項

九 前各号に掲げるもののほか、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の推進のために必要な事項

三 内閣総理大臣は、基本方針の案につき閣議の決定を求めなければならない。

四 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 政府は、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の実施状況を踏まえ、必要に応じて、基本方針の見直しを行い、必要変更を加えるものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(基本方針と国の計画との関係)

第十条 国土強靱化基本法第十条第一項に規定する国土強靱化基本計画その他の国の計画は、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策に関しては、基本方針を基本とするものとする。

(基本方針に基づく施策の実施に関する勧告)

第十一条 内閣総理大臣は、基本方針に基づく施策の実施について調整を行うため必要があると認める場合においては、関係行政機関の長に対し、必要な勧告をすることができる。

第三章 基本的施策

(人口及び国家社会機能の分散的配置)

第十二条 国及び地方公共団体は、国土全体にわたって人口及び国家社会機能が分散的に配置されるようにするため、人口及び国家社会機能が過度に集中した地域から他の各地域への移住等をしようとする者への情報の提供及び便宜の供与、地域における大学の振興、地域の特性を生かした創業の促進及び地域における事業活動の活性化による若者の雇用機会の創出その他の必要な施策を講ずるものとする。

(首都中枢機能代替地域の機能の十分な発揮)

第十三条 国は、首都中枢機能代替地域がその機能を十分発揮することができるようにするため、首都中枢機能を代替する上で国の機関等に必要とされる機能の整備、民間の事業所等の首都中枢機能代替地域への移転等に係る投資を促進するために必要な税制上の措置その他の必要

な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体の業務及び民間事業者等の事業の継続)

第十四条 国及び地方公共団体は、大規模災害が発生し、地方公共団体が当該大規模災害により被害を受けた場合であっても、当該地方公共団体の業務を処理するために利用できる資源が限られている状況において優先的に処理すべき業務を継続して処理することができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、東京圏において大規模災害が発生し、民間事業者等が当該大規模災害により被害を受けた場合であっても、その事業を継続して行うことができるようにするため、民間の事業所等の国土全体にわたる分散的な配置の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(交通通信体系の機能の低下の抑制及びその迅速な回復)

第十五条 国及び地方公共団体は、大規模災害が発生した場合における交通通信体系の機能の低下の抑制及びその迅速な回復を図るため、交通の機能の速やかな復旧を図るための関係者相互間の連携の確保、災害時において一時に多数の者の避難のための移動が生じ得ることを踏まえた交通手段の整備、高度情報通信ネットワークの利用のための基盤の整備その他の交通通信体系の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体等に対する支援)

第十六条 国は、地方公共団体その他の者が行う副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策に関する取組を支援するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第十七条 国は、広報活動等を通じて副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策に関する国民の理解を深めるよう努めるものとする。

第四章 副首都の指定等

(副首都の指定)

第十八条 内閣総理大臣は、第二条第三項の要件及び次に掲げる要件のいずれにも該当する地域を含む道府県について、副首都として指定するものとする。

一 行政に係る首都中枢機能を代替する機能を十分発揮するため、国の行政機構の立地の状況について政令で定める要件を備えていること。

二 多極分散型経済圏の形成の中核となる機能を十分発揮するため、人口及び経済の集積の状況について政令で定める要件を備えていること。

三 副首都が担う機能を十分発揮するために必要な地方行政体制について政令で定める要件を備えていること。

2 前項の規定による指定(以下この条及び第二十条第三項において単に「指定」という。)は、道府県からの申出に基づいて行うものとする。この場合において、当該申出をしようとする道府県は、あらかじめ、当該道府県の議会の議決を経なければならない。

3 内閣総理大臣は、指定の処分をしたときは、遅滞なく、その旨を官報で告示しなければならない。

4 指定の処分は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

5 内閣総理大臣は、第二項の申出をした道府県について、指定をしないこととしたときは、遅

滞なく、その旨を当該道府県に通知しなければならない。

6 内閣総理大臣は、指定に係る地域が第二条第三項の要件及び第一項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、当該指定に係る副首都の意見を聴いて、当該指定を解除することができる。この場合においては、第三項及び第四項の規定を準用する。

7 前各項に定めるもののほか、指定及びその解除に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(副首都の機能の十分な発揮)

第十九条 国は、副首都がその機能を十分発揮することができるようにするため、第十三条に規定する施策を副首都について講ずるほか、首都中枢機能の代替のための国の機関等の拠点の整備、交通施設の整備及び都市機能の増進に寄与するまちづくりの推進に必要な施策を講ずるとともに、必要な規制緩和の推進、民間投資を促進するために必要な税制上の措置、民間の資金、経営能力及び技術的能力の積極的な活用等に必要な施策を講ずるものとする。

(副首都整備方針)

第二十条 国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部は、副首都ごとに、基本方針に即して、当該副首都の総合的かつ計画的な整備に関する方針(以下この条及び第二十二条第一項第四号において「副首都整備方針」という。)を定めなければならない。

2 副首都整備方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 副首都の整備の目標
二 副首都の区域内における産業競争力の強化、経済活動の拠点の形成等を通じた我が国経済の成長に関する事項

三 副首都の区域に係る交通網の整備その他の副首都の区域に係る都市の基盤の整備に関する事項 四 副首都の区域内における国の機関等の拠点の整備その他の国の機関等の機能の強化に関する事項 五 副首都の区域を含む圏域を発展させるために必要な副首都と当該圏域内の他の地方公共団体との連携に関する事項 六 前各号に掲げるもののほか、副首都の整備に関し必要な事項 3 国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部は、副首都整備方針を作成しようとするときは、あらかじめ、当該副首都整備方針に係る副首都(当該副首都整備方針に係る道府県でまだ指定の効力が生じていないものを含む。以下この項において同じ。)の長の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。この場合において、当該副首都の長は、当該副首都整備方針の案の内容となるべき事項を申し出ようとするときは、当該副首都に係る地域防災計画(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第十号に規定する地域防災計画をいう。)その他当該副首都の整備に係る計画を考慮するものとする。 4 国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部は、副首都整備方針を作成しようとするときは、関係地方公共団体の意見を聴くものとする。 5 国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部は、副首都整備方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、副首都及び関係地方公共団体に送付しなければならない。 6 前三項の規定は、副首都整備方針の変更にについて準用する。	第五章 国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部 (設置) 第二十一条 副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策を総合かつ計画的に推進するため、内閣に、国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部(以下「本部」という。)を置く。 第二十二条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 基本方針の案の作成及び基本方針に基づく施策の実施の推進に関すること。 二 基本方針に基づく施策の実施状況の総合的な検証に関すること。 三 関係行政機関が基本方針に基づいて実施する施策の総合調整に関すること。 四 副首都整備方針の作成及び副首都整備方針に基づく施策の実施の推進に関すること。 五 前各号に掲げるもののほか、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。 2 本部は、基本方針の案を作成しようとするときは、必要に応じて、都道府県、市町村及び学識経験を有する者の意見を聴くものとする。 3 本部は、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価その他の国家社会機能の継続性が確保された国土の形成の推進に関し必要な評価の結果を考慮して、基本方針の案を作成しなければならない。 4 前二項の規定は、基本方針の変更の案の作成について準用する。	(組織) 第二十三条 本部は、国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部長、国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進副本部長及び国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部員をもって組織する。 (国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部長) 第二十四条 本部の長は、国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。 (国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進副本部長) 第二十五条 本部に、国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進副本部長(次項及び次条第二項において「副本部長」という。)を置き、内閣官房長官及び国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進担当大臣(内閣総理大臣の命を受けて、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。)をもって充てる。 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。 (国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部員) 第二十六条 本部に、国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。 2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。 (資料の提出その他の協力) 第二十七条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、	地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)の長並びに特殊法人の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。 2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。 (事務局) 第二十八条 本部に、その事務を処理させるため、事務局を置く。 2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。 3 事務局長は、本部長の命を受けて、局務を掌理する。 (主任の大臣) 第二十九条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。 (政令への委任) 第三十条 この法律に定めるもののほか、本部に關し必要な事項は、政令で定める。 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日(次条及び附則第三条第一項において「施行日」という。)から施行する。 (基本方針の策定時期) 第二条 基本方針は、施行日から一年以内に定めるものとする。 (集中的な推進等) 第三条 政府は、施行日から令和十三年三月三十
--	---	---	---

一日までの間(次項において「集中推進期間」という。)、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策を集中的に推進するものとする。

2 政府は、集中推進期間が経過した場合において、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策について、集中推進期間におけるその実施状況の検証を行い、その結果を引き続き講じようとする副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策に十分に反映させなければならない。

(国会及び裁判所に係る首都中枢機能の代替性の確保の在り方についての検討等)

第四条 国会及び裁判所に係る首都中枢機能の代替性の確保の在り方については、この法律の趣旨及び内容、国会及び裁判所の地位及び権能等を踏まえ、国会及び裁判所において、それぞれ検討が行われるものとする。

2 政府は、前項の規定による検討の結果を基本方針に適切に反映させるものとする。

(本部についての検討)

第五条 本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとする。

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三号の七の次に次の一号を加える。

三の八 国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律(令和八年法律第 号)第十八条第一項に規定する副首都の指定に関すること。

(大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部改正)

第七条 大都市地域における特別区の設置に関する法律(平成二十四年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「手続」の下に、「特別区を設ける道府県の名称を変更するための手続」を加える。

第二条第三項中「第十二条及び第十三条」を「第十三条及び第十四条」に改める。

第十四条を第十五条とする。

第十三条中「同一道府県」の下に「(第十一条第一項の規定による処分によりその名称が変更されたものを含む。以下同じ。)」を加え、同条を第十四条とする。

第十二条の前の見出しを削り、同条を第十三条とし、同条の前に見出しとして「特別区を包摂する道府県における特別区の設置の特例」を付する。

第十一条第一項中「二の道府県」の下に「(前条第一項の規定による処分によりその名称が変更されたものを含む。以下同じ。)」を加え、同条を第十二条とする。

第十条の次に次の一条を加える。

(特別区包括副首都の名称変更の特例)

第十一条 地方自治法第三条第二項の規定にかかわらず、特別区を包括する道府県であつて副首都(国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律(令和八年法律第 号)第二条第四項に規定する副首都をいう。)であるもの(以下この条において「特別区包括副首都」という。)の名称の変更(道府県を都とする変更に限る。)は、当該特別区包括副首都の申請に基づき、内閣が国会の承認を経てこれを定めることができる。

2 前項の申請については、特別区包括副首都の議会の議決を経なければならない。

3 第一項の申請は、総務大臣を経由して行うものとする。

4 第一項の規定による処分があつたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。

5 第一項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

6 第九条第一項の規定により行われた処分に係る道府県であつて、副首都の指定(国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律第十八条第一項の規定による指定をいう。)の処分を受けたもののうち、これらの処分の一方又は双方の効力が生じていないものは、特別区包括副首都とみなして、前各項の規定を適用する。この場合において、前項中「生ずる」とあるのは、「生ずる。ただし、第九条第一項の規定による処分及び次項に規定する副首都の指定の処分が効力を生ずるまでの間は、その効力を生じない」とする。

理 由

大規模災害に備えて、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、基本方針の策定その他基本となる事項を定め、及び副首都の指定等について定めるとともに、国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部を設置すること等により、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策を総合的かつ計画的に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案(案和生君外七名提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

一 本案は、大規模災害に備えて、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能の継続性が確保された国土の形成を図るための施策(以下「国家社会機能継続性確保施策」という。)を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び多極分散型経済圏の形成を通じて我が国経済の成長に資することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 大規模災害時に一定期間、首都中枢機能の一部を代替する機能を担う地域を「首都中枢機能代替地域」とするほか、大規模災害時に一定期間、首都中枢機能の全部又は大部分を代替する機能を担うとともに、多極分散型経済圏の形成の中核となる機能をも担う道府県を「副首都」とし、いずれも東京圏との同時被災の可能性が低いことを要件とすること。

2 基本理念として、人口及び国家社会機能の分散的配置、首都中枢機能の代替性確保、大規模災害時の地方公共団体の業務及び民間事業者等の事業の継続の支援、多重性及び代替性が確保された交通通信体系の整備等を掲げるとともに、国の責務、法制上の措置等について定めること。

3 政府は、基本理念にのっとり、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針を定めなければならないこと。

4 国は、首都中枢機能代替地域がその機能を十分発揮できるようにするため、首都中枢機能を代替する上で国の機関等に必要とされる

機能の整備、民間事業所等の移転等に係る投資の促進に必要な税制上の措置等を講ずるものとする。

5 内閣総理大臣は、道府県からの申出に基づき、1の要件並びに国の行政機構の立地状況、人口及び経済の集積状況並びに必要な地方行政体制について政令で定める要件のいずれにも該当する地域を含む道府県について、副首都として指定するものとする。

6 国は、副首都がその機能を十分発揮できるようにするため、4の施策に加え、首都中枢機能の代替のための国の機関等の拠点の整備、まちづくりの推進、規制緩和の推進、民間投資促進等に必要の施策を講ずるものとする。

7 8の本部は、副首都ごとに、基本方針に即して、副首都整備方針を定めなければならないこと。

8 内閣に、内閣総理大臣を本部長とする国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部を置くこと。

9 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、政府は、施行日から令和十三年三月三十一日までの間、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策を集中的に推進するものとする。

10 特別区を包括する道府県である副首都の名称を都に変更する手続を定めるため、大都市地域における特別区の設置に関する法律の改正を行うこと。

二 議案の修正議決理由

大規模災害に備えて、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策を総合的かつ計画的に推進しようとする本案は、おおむね妥当なものと認めるが、基本理念及び基本的

施策の例示に情報通信技術の活用等を追加するとともに、国会に対する報告に関する規定を追加する必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと決した。

右報告する。

令和八年七月十五日

地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長 丹羽 秀樹

衆議院議長 森 英介殿

〔別紙〕

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案に対する修正

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案の一部を次のように修正する。

第三条第五項中「ため」の下に、「情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二条に規定する情報通信技術をいう。第十二条において同じ。）その他の先端的な技術の活用を図りつつ」を加える。

第八条の見出し中「措置等」の下に「及び国会に対する報告」を加え、同条に次の一項を加える。

2 政府は、毎年、国会に、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の実施の状況を報告しなければならない。

第十二条中「創出」の下に、「情報通信技術を活用した行政の推進」を加える。

第十三条中「整備」の下に、「官民データ（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三十三号）第一条第一項に規定する官民データをいう。）の円滑な流通の確保を図るために必要な基盤の整備」を加える。

附則第三条第二項中「結果を」の下に「国会に報告するとともに、」を加える。

令和八年七月十五日 衆議院會議録第三十二号

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案及び同報告書

